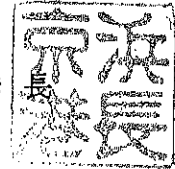


港長公示第 30-6 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 5 月 30 日

京 浜 港



京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域において、花火の打ち上げが行われるため、下記により船舶の航泊(航行及び停泊)を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 6 月 2 日 1730 から花火終了し、安全が確認されるまでの間(2030 予定)

2 区域(別図参照)

次の各点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海域。(世界測地系)

イ	北緯 35 度 27 分 49.7 秒	東経 139 度 38 分 18.4 秒
ロ	北緯 35 度 27 分 49.7 秒	東経 139 度 38 分 38.2 秒
ハ	北緯 35 度 27 分 31.4 秒	東経 139 度 38 分 38.3 秒
ニ	北緯 35 度 27 分 31.3 秒	東経 139 度 38 分 18.4 秒

3 標識

上記 2 の各地点、イとロ、ロとハ及びハとニの各間にも赤旗及び青色閃光灯付
橙色浮標が設置される。

4 備考

航泊禁止区域周辺には、警戒船が配備される。

航泊禁止の解除については、花火打ち上げが終了し、台船上及び周辺海域の安全が
確認された時点とする。

